

横浜市LED防犯灯寄附要綱

制定 平成25年7月31日 市地防第249号（局長決裁）

改正 令和3年2月24日 市地防第620号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、事業者又は自治会町内会等がLED防犯灯を新たに設置する場合において、横浜市長（以下「市長」という。）に寄附する手続きを定めることにより、その管理負担を軽減し、もって横浜市域におけるLED防犯灯の設置を促進することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) LED防犯灯 夜間の防犯及び歩行者の通行の安全を図るため公衆の用に供する道路を照明するために設置されたLED照明灯の灯具をいう。
- (2) 公共屋外照明 防犯灯、道路照明灯、街路灯（商店街灯）、公園灯の総称をいう。
- (3) 東電柱 東京電力株式会社が所有する電柱をいう。
- (4) NTT柱 東日本電信電話株式会社が所有する電柱をいう。
- (5) 事業者 開発行為、宅地造成工事等に伴いLED防犯灯の設置を行う事業者をいう。
- (6) 自治会町内会等 町、丁目の全部又は一部を単位とする一定区域内に住所を有する者の地縁に基づいて形成され、自主的に運営されている自治会町内会及び地区連合町内会をいう。
- (7) 寄附 市長に対してLED防犯灯を寄附することをいう。

（対象となる団体）

第3条 LED防犯灯の寄附を行う主体は、事業者又は自治会町内会等とする。

（対象物件）

第4条 受納するLED防犯灯は、次の条件を満たすものとする。

- (1) LED防犯灯は、別表1のとおり、東電柱又はNTT柱に設置するものとする。
- (2) 設置間隔は、終夜点灯する公共屋外照明からおおむね25メートル以上とする。
- (3) 灯具は、別表2に掲げる仕様によるものとする。

（協議）

第5条 寄附を申し出る事業者又は自治会町内会等（以下「申出者」という。）は、設置場所等について市長と協議を行い、LED防犯灯の寄附に関する協議書（第1号様式。以下「協議書」という。）に、次の各号に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 位置図
- (3) LED防犯灯の仕様書
- (4) 土地所有者の使用承諾書（第2号様式）（電柱が私有地内に建柱されている場合）
- (5) LED防犯灯設置一覧表（第3号様式）
- (6) 設置場所の写真（周辺状況を含む）
- (7) 設置する電柱の写真（電柱管理番号を含む）
- (8) その他市長が必要とする書類

2 LED防犯灯の設置を予定している東電柱又はNTT柱が、未だ建柱されていない場合は、協議書に建柱の時期を明記すること。

（協議結果の通知）

第6条 市長は、前条の協議の内容が適正であることを確認した場合は、LED防犯灯設置に関する協議結果通知書（第4号様式。以下「協議結果通知書」という。）により申出者へ通知し、LED防犯灯管理名称札を交付する。

- 2 申出者は、交付されたLED防犯灯管理名称札を取り付けることとする。
- 3 申出者は、協議結果通知書を受領後に、協議した内容に変更が生じた場合は、再度、協議を行うこととする。

(設置及び寄附)

第7条 申出者は、LED防犯灯設置工事完了後、LED防犯灯設置工事完了届(第5号様式。以下「工事完了届」という。)及びLED防犯灯寄附受納願(第6号様式。以下「寄附受納願」という。)に次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

なお、第7号に掲げる図書は、東日本電信電話株式会社との協議により省略することができる。

- (1) LED防犯灯設置一覧表(第3号様式)
- (2) LED防犯灯設置工事に関する施工写真(電柱管理番号が確認できる写真、設置位置の高さが確認できる写真、LED防犯灯とLED防犯灯管理名称札が撮影されている写真)
- (3) 設置したLED防犯灯が点灯したことが確認できる写真
- (4) 設置したLED防犯灯の価格が確認できる資料(カタログ等)
- (5) 設置したLED防犯灯の保証書及び設置工事に関する補償書
- (6) 東京電力株式会社に提出した電気使用申込書の写し
- (7) 東日本電信電話株式会社に提出した添架申請書兼契約書の写し
- (8) その他市長が必要とする書類

2 市長は、工事完了届及び寄附受納願を審査し、適正と認めた場合は、LED防犯灯寄附受納通知書(第7号様式。以下「寄附受納通知書」という。)により通知する。

3 市長は、工事完了届及び寄附受納願の内容を審査した結果、協議の内容と異なっている等不適正な事項があった場合は、寄附の受納を行わないことができる。

4 LED防犯灯の寄附受納及び名義変更は、原則として当該年度の3月1日をもって行う。

5 市長は、時期に応じて、第2項の規定に基づく寄附受納通知書を省略することができる。

6 市長は、LED防犯灯の寄附受納及び名義変更を行った場合は、LED防犯灯寄附受納書(第8号様式)により通知する。

(LED防犯灯の維持管理)

第8条 申出者は、LED防犯灯設置後から寄附に伴う名義変更までの間、当該LED防犯灯の電気料金の支払い及び管理を行う。

2 市長は、受納したLED防犯灯について、前条第4項の名義変更以降、電気料金の支払い、故障時の修繕及び更新を行う。

3 寄附を行った事業者は、当該LED防犯灯の故障時の横浜市への連絡等の日常の見守りについて、当該又は近接の自治会町内会等に依頼すること。

4 寄附を行った自治会町内会等は、当該LED防犯灯の故障時の横浜市への連絡等の日常の見守りを行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市民局長が定める。

附則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。